

検査用具貸出規約

いじめ・不登校総合対策センター

令和元年 8月 5日改正

令和3年11月16日改正

令和5年 6月30日改正

令和5年12月 1日改正

1 貸出可能な検査用具

- ◆ WISC-IV知能検査
- ◆ WISC-V知能検査
- ◆ WAIS-IV成人用知能検査

2 貸出対象者

鳥取県内の教育関係機関に所属し、次に掲げる使用者の条件と使用目的を満たす者

<使用者の条件>

心理検査に係る資格（公認心理師、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、又は特別支援教育士）のいずれかを有する者、通級担当者、LD等専門員

<使用目的>

発達の遅れ、学習に必要な能力のかたより等、生活、学習で困難さのある幼児児童生徒の客観的な実態把握を行い、幼児児童生徒の得意な力、苦手な力を明らかにすることで、指導・支援の方法を探るため

※ 医学的な障がいの有無を診断するためには使用できません。

3 使用場所 鳥取県内の教育関係機関

4 貸出期間 10日未満（受取および返却の日を含む）※ それ以上を希望される場合はご相談ください。

5 使用料 無料

6 申込方法

事前に鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターへ電話でご連絡のうえ、貸出希望日の1週間前までに申込書を提出してください。（電話受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝日、年末年始を除く））

7 引渡方法

鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターで直接受取、ご返却ください。
なお、運搬に要する費用は借受者でご負担ください。

8 破損等について

貸出期間中に検査用具（すべての付属品を含む）に破損や損失が生じた場合は、原状に回復するための費用をご負担いただきます。

9 その他

- (1) 利用に関して、校内委員会等で検討の上、申し込みをお願いします。
- (2) 検査用紙等、検査にかかる消耗品は、借受者が別途調達してください。
- (3) 検査用具の使用および検査結果の取り扱いについては、借受者の責任で行ってください。
- (4) 検査用具の保有台数には限りがあります。使用・貸出状況によってはご希望に添いかねますので、早めにご連絡をお願いします。

10 申込・問合せ先

鳥取県教育委員会事務局 いじめ・不登校総合対策センター

〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201（鳥取県教育センター教育相談棟内）

電話 0857-28-2322

FAX 0857-31-3958

メール ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp